

第6次

喜茂別町総合計画

～人と自然がきらめく町 きもべつ～

《概要版》



令和2年3月



喜茂別町

第6次喜茂別町総合計画

1 『ひと』にやさしい、
安心・安全なまち
(生活環境)

2 活力にあふれ、
『ひと』が集まるまち
(産業振興)

3 全ての『ひと』が健康で、
生き生きとすごせるまち
(保健・医療・福祉)

4 地域とともに『ひと』と
文化を育むまち
(教育・文化)

まちのめざす姿
(将来像)
**人と自然がきらめく町
きもべつ**

5 『ひと』と地域が支え合う、
住み続けられるまち
(持続可能なまちづくり)

重点プロジェクト【喜茂別町総合戦略】

①安定した雇用の創出

②新しい人の流れをつくる

③子育て支援の充実

④安心・安全な暮らしを守る

連携・整合性

視点の取り入れ

その他まちづくり関連計画・条例等

喜茂別町定住促進基本条例

喜茂別町地域防災計画

喜茂別町国土強靱化計画

喜茂別町教育振興基本計画

その他計画・条例

SDGs 17の目標



国連で採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

重点的に取り組む課題

「移住・定住の推進」

「関係人口の創出・拡大」

1 策定にあたり

(1) 計画策定の趣旨

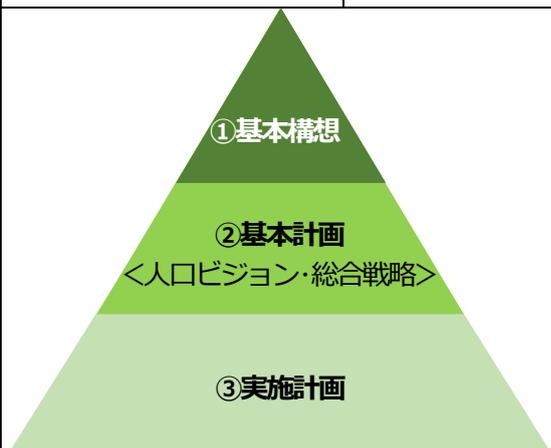
- 喜茂別町では、第5次喜茂別町総合計画において、「人と自然がきらめく町きもべつ」を将来像としたまちづくりを推進してきました。
- 新しい総合計画は、これまでの取組状況を踏まえ、現在の喜茂別町の状況や取り巻く社会情勢を勘案しながら、これからのまちのあり方を改めて見つめ直すとともに、目指すべき方向性を明確化することで、まちづくりの計画的で着実な実行を図ることを目的とします。

(2) 第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略の策定

- 「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)に基づき、地域の雇用や子育て、移住などについて、本町の実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめた、平成27年度から5年間を計画期間とする「第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めてきました。
- 第2期の総合戦略の策定にあたり、国や道では、現行の枠組みを維持しながら、必要に応じた施策の拡充を図っていることから、本町においても「第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」の令和元(2019)年度終了に伴い、第1期総合戦略の枠組みを継承しつつ、同じく令和元(2019)年度に更新時期を迎える総合計画と一体的に「第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」を策定することで、総合計画との整合性、連携性を高め、人口減少の抑制、新たな課題や社会情勢の変化に的確に対応しつつ、重要業績評価指標(KPI)の設定によりPDCAを円滑に行うなどして、持続可能なまちづくりを目指し、切れ目なく地方創生の取組を進めていきます。

(3) 計画の構成と期間

- 第6次喜茂別町総合計画の構成は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成され、それぞれの役割や期間については次のとおりです。

	和暦(年度)	令和2	3	4	5	6
	西暦(年度)	2020	2021	2022	2023	2024
	①基本構想	5年間				
	②基本計画 〈人口ビジョン・総合戦略〉	5年間				
	③実施計画	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間

① 基本構想

○基本構想は、喜茂別町のめざすべき将来像と、その実現のための基本方針や施策の大綱を示すものです。計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

② 基本計画

○基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本施策を総合的・体系的に示したもので、計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

○また、「第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」と一つのものとして、総合計画を策定することから、基本計画において、国の総合戦略が定める分野に従い、人口減少抑制に向けた施策について重点的に取り組む施策目標を「重点プロジェクト」として位置づけます。

③ 実施計画

○実施計画は、基本計画に示した施策を具体的に実施する事業を定めるものです。

○昨今の様々な情勢（国際、国、産業など）の動きが目まぐるしく変化することから基本構想と基本計画を基とし、総合計画には位置づけず変化に対応するため事業期間内で、1年ごとに事務・事業検証・評価を行いながらローリングしていくことから公会計システム内で計画を管理・検証・評価をし、評価に基づいて見直しを行います。また、事務・事業検証・評価は予算編成の基礎資料とし、事業実施、予算編成の基準とします。

④ 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の実施に向けた取組

- SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。
- わが国においては、政府に SDGs 推進本部が設置され、平成 29 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において「SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」とされています。



資料：内閣府 地方創生推進室 HP <http://future-city.jp/SDGs/>

●SDGs の 17 の目標と自治体行政の関係

- 国は、SDGs の 17 の目標や 169 のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。
- しかし、SDGs の目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取舍選択し、各地域の実情にあわせて落とし込む作業が必要です。
- なお、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities & Local Governments) が示しており、また、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとっての SDGs (持続可能な開発目標) – 導入のためのガイドライン –」で整理しています。
- 本計画では、これらの目標やターゲットを視点として取り入れ整理しています。

2 第6次喜茂別町総合計画の方向性

① 5つの基本構想：第6次喜茂別町総合計画における「目指すべきまちの将来像」

○町が取り組む事業分野において、将来暮らしていきたい町の将来像として、次の5つの基本構想を設定し、「人と自然がきらめく町 きもべつ」の実現を目指します。

【基本構想】

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 『ひと』にやさしい、安心・安全なまち | (生活環境) |
| 2 活力にあふれ、『ひと』が集まるまち | (産業振興) |
| 3 全ての『ひと』が健康で、生き生きとすごせるまち | (保健・医療・福祉) |
| 4 地域とともに『ひと』と文化を育むまち | (教育・文化) |
| 5 『ひと』と地域が支え合う、住み続けられるまち | (持続可能なまちづくり) |

② 4つの重点プロジェクト：人口減少・少子高齢化に対応するために取り組む施策目標

○「第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」において、国・道が定める政策分野に従い、総合計画の中で、特に人口減少・少子高齢化を食い止め、町を活性化させるための施策を4つの重点プロジェクトとして位置づけます。

【重点プロジェクト（喜茂別町総合戦略）】

- ① 安定した雇用の創出
- ② 新しい人の流れをつくる
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 安心・安全な暮らしを守る

③ SDGs における 17 の目標：国連が定めた持続可能な世界を実現するための国際開発目標

○総合計画に示す町の将来像、各施策の方向性は、スケールは違うもののSDGsの理念と重なると考え、総合計画を推進することが、SDGs達成に向けた取組を推進することに資すると考えています。
○そのため、総合計画の施策体系や取組をSDGs17の目標の視点から、まちの実情に合わせて整理し、推進することで、目標の達成を目指します。

④ 重点的に取り組む課題

○上記①～③を町の事業を推進するための方向性を示す柱と位置づけるとともに、

第6次喜茂別町総合計画において【重点的に取り組む課題】として

- 「移住・定住の促進」
- 「関係人口の創出・拡大」

を設定し、第6次喜茂別町総合計画を推進していきます。

重点的に取り組む課題

「移住・定住の推進」・「関係人口の創出・拡大」に係る主な取組

住環境整備

【1-5-1】

- 誰もがふれあい、安心・安全に健康で長く暮らせる住環境
⇒公営住宅等の長寿命化
⇒空き家等の情報収集と相談体制の検討

【5-4-1】

- 移住定住促進に向けた住宅環境整備
⇒民間賃貸住宅建設への助成
⇒民間住宅入居者への家賃補助

観光振興

【2-3-1】

- 観光振興
⇒近隣町村の観光資源を生かした周遊観光の促進
⇒羊蹄山・中山峠を生かした観光施策

情報発信

【5-4-2】

- 移住、定住希望者への支援の充実(情報提供)
⇒町ホームページのリニューアル(移住希望者への情報提供)

就労・起業環境整備

【2-2-2】

- 企業誘致の促進と空き家・空き店舗の活用などの起業しやすい環境整備
⇒新規就業促進事業

【2-4-1】

- 雇用創出
⇒IJU ターン希望者等の受入

【5-5-2】

- 各種産業における ICT の活用の推進
⇒サテライトオフィス、テレワーク等の環境整備についての検討

子育て環境・学習環境整備

【3-4-1】

- 保護者のニーズに対応した子育て環境の構築・整備
⇒保育所等の運営の充実

【3-4-5】

- 安心して子どもを生み育てる環境の整備
⇒新生児訪問・相談の実施

【4-2-5】

- 学校教育の充実
⇒ICT 環境の整備と効果的な活用

分野にとらわれない横断的な施策に取り組み、課題解決を目指します。

まちのめざす姿

人と自然がきらめくまち きもべつ

3 将来人口（目標） （第2期喜茂別町人口ビジョン）

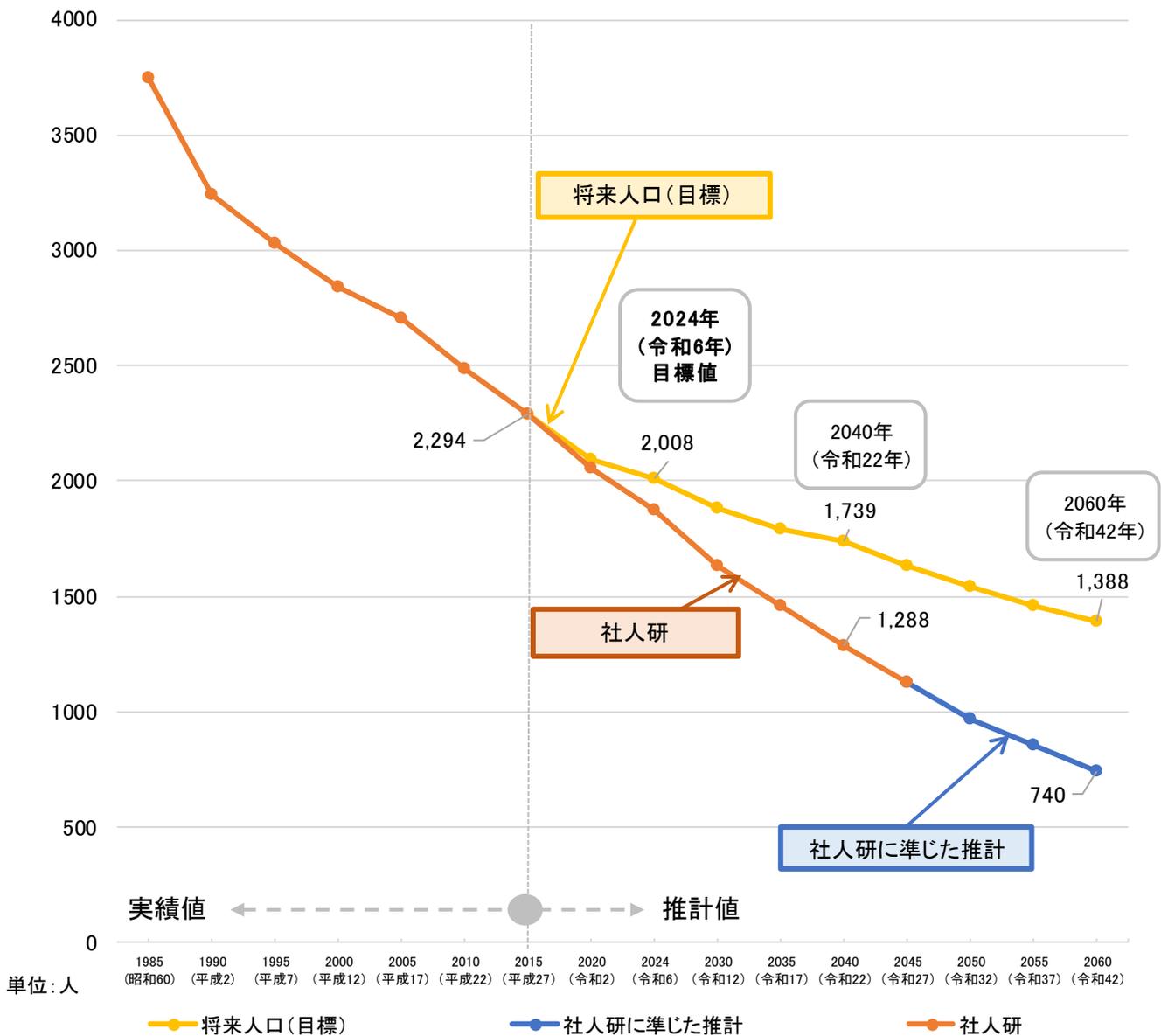
【期間終期：令和6（2024）年の目標 将来人口：2,008人】

令和22（2040）年の将来人口は1,739人

令和42（2060）年の将来人口は1,388人

- 本町は、生活環境の整備や子育て支援、福祉の充実、地域産業の振興などを通じて、誰もが住み続けたいと思えるようなまちの実現をめざし、各施策に取り組んでいます。
- 計画策定後、本町の人口を取り巻く環境も大きく変化していますが、総合計画がめざす将来像は長期的な目標であり、まちづくりを進める上での基本的な姿勢は変わらないこと、また、平成27年度に策定した「第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」により、人口減少を抑制する取組を一層推進することとしており、人口指標は変更しないこととします。

将来人口（目標）



4 基本計画 (第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略)

(1) 重点プロジェクト

○基本計画の重点プロジェクトについては、地方創生を成し遂げるため、「第1期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略（平成27年12月）」に掲げた、令和22（2040）年の将来人口1,739人、令和42（2060）年の将来人口1,388人を目標に、喫緊の課題である人口減少や急速に進む少子高齢化に的確に対応します。

「重点プロジェクト」は、基本計画の5年間に、特に重点的に取り組む施策分野を明らかにするもので、今回、総合計画と一つのものとして策定する「第2期喜茂別町人口ビジョン・総合戦略」における基本目標として位置づけて、取組を推進していくものです。

重点1

重点プロジェクト1 安定した雇用の創出

○喜茂別町においては、現存の産業では就職先の確保が難しい状況にあるほか、産業全体で人手不足が深刻な状況にあります。

新たな特産品の開発への支援や新規就農・起業への支援などに取り組むことで、地域経済を活性化させ、安定した雇いを創出するとともに、女性や高齢者など誰もが活躍できる環境を整備し、働き手の確保を目指します。

重点2

重点プロジェクト2 新しい人の流れをつくる

○人口減少の進行に対応するため、他市町村での取組などを参考に、将来的な移住につながる「関係人口」を創出・拡大するための施策を展開するほか、まちの情報発信を強化することなどにより、観光入込客を増加させ、まちに新しいひとの流れを呼び込むことを目指します。

重点3

重点プロジェクト3 子育て支援の充実

○出生数を増加させるためには、安心して子どもを産める環境や子育て環境などの整備、特色ある教育の推進などにより、出産や子育てに対する不安を解消することが必要になります。

幼児教育に係る経済的負担の軽減や子育てに対する支援体制の整備などにより、結婚、出産、子育てといった個人の希望が叶えられるような環境づくりに取り組んでいきます。

重点4

重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る

○人口減少や高齢化などが進展する中で、安心・安全な暮らしを確保するため、既存の施設や資源を維持、更新しながら最大限活用することに加え、ICTなど新たな技術を導入することで行政サービスを向上させ、まちの魅力を高め、暮らしやすく、住み続けられるまちづくりを目指します。

また、周辺自治体との連携を強化し、防災・観光などの分野で相互に協力し、助けあう新しい枠組みを構築し、地域課題の解決や地域振興に取り組めます。

(2) 施策体系

○総合計画の各施策や取組について、総合戦略【重点プロジェクト】における位置づけを整理し、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定することで、総合戦略の目標達成に向けて、効果的に取組を推進します。

基本目標	総合計画における施策	総合戦略【重点プロジェクト】としての位置づけ
1 『ひと』にやさしい、安心・安全なまち 【生活環境】	1-1 土地利用・市街地整備・景観	重点4 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る
	1-2 道路・交通網	
	1-3 上下水道	
	1-4 環境保全・循環型社会	重点1 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出
	1-5 住環境・生活空間	重点2 重点プロジェクト2 新しい人の流れをつくる
	1-6 消防・救急体制	重点4 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る
	1-7 交通安全・防犯	
2 活力にあふれ、『ひと』が集まるまち 【産業振興】	2-1 農林業	重点1 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出
	2-2 商工業	
	2-3 観光業	重点1 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出 重点2 重点プロジェクト2 新しい人の流れをつくる
	2-4 雇用対策	重点1 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出

基本目標	総合計画における施策	総合戦略【重点プロジェクト】としての位置づけ
3 すべての『ひと』が健康で、生き生きと すくすく暮らすまち【保健・医療・福祉】	3-1 健康・保健衛生	
	3-2 高齢福祉	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る
	3-3 障がい福祉	
	3-4 子育て・児童福祉	 重点プロジェクト3 子育て支援の充実
	3-5 地域福祉	
	3-6 医療	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る
	3-7 保険・年金	
4 地域とともに『ひと』と文化 を育むまち【教育・文化】	4-1 幼児教育	
	4-2 学校教育・青少年健全育成	 重点プロジェクト3 子育て支援の充実
	4-3 社会教育	
	4-4 文化・芸術活動の振興	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る
	4-5 スポーツ・レクリエーション	
5 『ひと』と地域が支え合う、住み続けられるまち 【持続可能なまちづくり】	5-1 行財政運営の効率化	
	5-2 広域行政・広域連携	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る
	5-3 防災	
	5-4 定住促進	 重点プロジェクト2 新しい人の流れをつくる
	5-5 ICT・情報通信基盤	 重点プロジェクト1 安定した雇用の創出  重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る
	5-6 協働によるまちづくり	 重点プロジェクト4 安心・安全な暮らしを守る

5 施策の目指す姿

基本目標 1 『ひと』にやさしい、安心・安全なまち（生活環境）

1-1 土地利用・市街地整備・景観



○町内の恵まれた自然環境を保全し、次世代に美しい喜茂別町を引き継ぐために、土地の機能に応じた利用や市街地の形成、景観づくりなど、自然環境や地域特性に配慮した整備を計画的に進めるとともに、町有地の有効利用を図ります。

1-2 道路・交通網



○町民や町外から訪れる人にとって安全な交通・道路環境を確保するとともに、少子高齢化社会に対応し、通学や通院など町民の生活を支える公共交通の維持・確保と利便性の向上に努めます。

1-3 上下水道



○安全で良質な水道水を安定供給するため、水道施設の修繕等適正管理を行うとともに、耐用年数を経過した老朽管等、水道施設の計画的な更新・整備を進めます。
○また、集落の合併浄化槽の維持管理や市街地区の下水道事業の普及促進に取り組みます。

1-4 環境保全・循環型社会



○自然環境の大切さを町全体で共有しながら、町民自らごみの分別や減量化、再資源化の必要性を理解し、環境への負荷の少ない自然にやさしい暮らしや、持続可能な資源循環型社会を形成し、環境意識の高いまちづくりを目指します。

1-5 住環境・生活空間



○世代を超えて、共に支え合い、喜茂別町の地域特性を生かし環境重視型社会の実現に向けた住まい・住環境づくりを進めます。
○また、公営住宅等の長寿命化と適切な維持管理による良好な環境づくりを進めます。

1-6 消防・救急体制



○町民の生命と財産を守り、多様化する生活形態に対応した消防・救急体制を広域的に整備するほか、地震や風水害などの自然災害等への備えとして、消防団員の確保や自主防災活動への支援などに取り組むことで、安心安全な暮らしを守ります。

1-7 交通安全・防犯



○犯罪や交通事故を未然に防止し、町民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向けて、交通安全施設の整備を進めるほか、防犯・交通安全への活動を推進するため、警察など関係機関と連携して町民意識の醸成を図ります。

基本目標 2 活力にあふれ、『ひと』が集まるまち（産業振興）

2-1 農林業



- 農業の振興については、農業の基本となる土づくりを推進するためバーク堆肥による地力の維持増進に努めるとともに、農業の生産性向上、安定した経営基盤の確立に向け、土地改良など生産基盤の整備、町の特産品であるホワイトアスパラガスの振興と生産量の拡大をはじめ、輪作体系の確立、新規就農者に対する支援を行います。
- また、有害鳥獣や外来生物による農作物の被害を防ぐため、有害鳥獣等の駆除を引き続き推進します。
- 林業の振興については、間伐や林内路網の整備等を行い、町民の財産である森林の保全・整備や活用に努めます。

2-2 商工業



- 地域の活性化と賑わいづくりを推進するため、商工会や関係団体等との連携を強化しながら、賑わい・活気を生むための取組を支援するとともに、町の特産品の開発や PR を積極的に行い、関係団体等と連携した生産及び販路の拡大などを目指します。

2-3 観光業



- 観光振興については、シーニックバイウェイの取組、羊蹄山麓や西胆振地域の市町村との連携、「ニセコエリア」としての国際性を生かした観光ルートの確立や、インバウンド需要獲得のための取組の推進、都市住民との農業体験交流の促進、農業・商業との連携による特産品の新規開発、販路拡大など、本町の観光振興方策をきもべつ観光協会や関係団体等と連携しながら検討を進めます。

2-4 雇用対策



- 農業と商業、観光業との連携による起業や、農・商・工が連携して農産物の生産・加工・販売を行う「6次産業化」の取組への支援を通して雇用の場の確保を図ります。
- また、地域未来投資促進法に関連する支援措置等を活用して、引き続き企業誘致に取り組み、雇用の拡大を図るとともに、福祉分野における就業を円滑に進めるため、人材の育成を図ります。

基本目標3 すべての『ひと』が健康で、生き生きとすごせるまち (保健・医療・福祉)

3-1 健康・保健衛生



- 町では町民が自ら健康づくりに取り組み、健康に関する各機関が連携し、必要な支援をすることにより健康で安心できる地域社会が形成されています。
- 健康で安心できる地域社会を推進するため、健診（検診）の受けやすい体制づくりを進めるとともに健診（検診）の大切さを普及させる事業に取り組みます。
- また、町の自殺対策計画に基づき、こころの健康づくりに取り組み、自殺者を出さない地域づくりを進めます。
- さらには、安心して子どもを産み育てられるよう、妊婦から母子へ切れ目ない支援の充実を図ります。

3-2 高齢福祉



- 高齢者の方々が住み慣れた家や地域で、人として尊厳を保ち、元気で自分らしく安心して暮らせる環境づくりを目指します。また、自らも積極的に社会参画し、生きがいや楽しみを持って、健やかに（自助）暮らせる環境や地域住民で相互に助け合い（互助）、笑顔で支え合う地域づくり（共助）を目指します。

3-3 障がい福祉



- 障がいのある人も家庭や地域で自分らしさを大切にし、安心して暮らし続けられるよう、地域で自立するため障がい福祉サービス等の支援を提供するとともに、必要とされる情報の提供や相談体制の整備に努め、ノーマライゼーション（正しい障がい者観）理念を普及し、ともに支え合うまちづくりを目指します。

3-4 子育て・児童福祉



- 子どもを安心して産み育てられるよう、保育、子育てに対する相談体制や情報提供、親同士の交流拡大など、子育て支援の充実とともに、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。
- また、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を図るため、助成制度の周知や相談・指導などの充実に努めます。

3-5 地域福祉



- 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域で支え合う意識を醸成し、町民、行政、サービス事業者、関係機関が連携し、身近な生活課題や福祉課題を互いに助け合いながら解消するとともに、必要とされる支援につなげるためのネットワークの構築やボランティアなど担い手の確保・育成を図ります。

3-6 医療



- 医療については、町民一人ひとりの健康づくりや予防意識の醸成を図るとともに、町民が安心して適切な医療が受けられるよう医療機関と連携しながら持続可能な町の医療体制の実現に向けた検討を進めるとともに、高度医療や救急医療、産科等については、町外医療機関の広域連携によって医療体制の確保に努めます。

3-7 保険・年金



- 各種医療制度の円滑な事務の推進及び健全な財政運営が保たれるよう制度の普及啓発に努めます。
- 特に国民健康保険では、生活習慣病の発見及びその重症化の予防を重視し、被保険者の健康増進を促すことで医療費の適正化を図ります。

基本目標 4 地域とともに『ひと』と文化を育むまち（教育・文化）

4-1 幼児教育

重点3



○幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、望ましい環境の中で、健やかに育つよう、子育てやしつけに関して悩みを抱えている保護者に対して、子育てに関する相談やアドバイス等を行う体制を確保するとともに、一人ひとりに応じた適切な指導や環境づくりを行うため、保育所における教育活動を充実し、小学校教育への円滑な接続に向けた基盤づくりを図るため、小学校での生活や学習習慣を身に付けられる指導を行うとともに、保育所と小学校の子どもたちの交流や教職員の連携により、子どもたちの生きる力を育成します。

4-2 学校教育・青少年健全育成

重点3



○学習指導要領に基づき、義務教育としての9年間を通じて子どもたちが特色ある健全な教育環境で学ぶことができるよう努めるとともに、子どもたちに確かな学力と健やかな体の育成、豊かな人間性・社会性を身に付ける教育を進めます。

4-3 社会教育

重点3



○町民の主体的な学習活動を通じて、相互理解の輪を広め、新たな人間関係や学習の成果が、“地域を支える人づくり”としてまちづくりに活かされるよう、活動の充実や仕組みづくりを進めます。
○また、人生をより深く生きる力を身に付けていくために、家庭や地域、保育所や学校、町の図書室や公共施設など様々なところで、学びの場の提供を図ります。

4-4 文化・芸術活動の振興

重点4



○生活意識や価値観の多様化、生活水準の上昇などに伴い暮らしのゆとりや潤いといった「心の豊かさ」を求める活動を促進するため、文化団体の活動を支援や、町民の芸術鑑賞機会を設けるなど、文化活動の活発化を図ります。
○また、郷土を愛する意識を醸成するとともに、町の歴史文化を次世代に継承していくため、史跡や旧跡、歴史資料等の保全・活用に努めます。

4-5 スポーツ・レクリエーション

重点4



○多くの町民が個人の健康状態、能力に応じて気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を健康づくりとともに推進し、地域や世代を越えた町民間での交流に結びつくような機会の創出に努めます。

基本目標 5 『ひと』と地域が支え合う、住み続けられるまち (持続可能なまちづくり)

5-1 行財政運営の効率化



- 少子高齢化の急激な進行などにより、喜茂別町における財政状況は、今後とも厳しい状況で推移するものと予想されており、引き続きコスト削減を図るなど健全な財政運営に努めていきます。
- また、多様化する行政需要に対応した行財政運営を図るために、町行政は従来にも増して自らの判断と責任に基づき、町民ニーズを踏まえた質の高い行政サービスを効率的に提供するとともに、必要に応じて自治体相互が連携を図りながら、行政サービスを提供する柔軟性も求められています。
- このため、町民とともに考え、信頼される職員を育成するとともに、人口減少に対応するため、まちづくりの基礎となる行財政の健全な運営に向けて、行財政基盤の安定化を図り、次の世代につなげるための持続可能なまちづくりの実現を目指します。

5-2 広域行政・広域連携



- 日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、行政区域を越えた広域での共通課題や、町単独では処理・解決することが非効率・困難な事業、連携することで相乗効果が期待できる事業などについては、近隣市町村等と連携しながら広域的な事業展開を図ります。

5-3 防災



- 公共施設やインフラなど生活基盤の防災対策を行い、予測不能な災害に立ち向かうとともに、開町百年記念喜茂別町防災基本条例にも定めている「自助」、「共助」、「公助」の「自助」と「共助」の取組を推進し、町民一人ひとりが防災意識を持つことで、全ての人が安心して安全に暮らすことができる「災害に強い喜茂別町」を目指します。

5-4 定住促進



- 急速に人口減少が進む中、定住希望者の町外流出を抑制するため、住宅環境の整備や移住希望者向けの町の情報発信を強化するなど、移住・定住を具体化するための対策を展開することで、新しいひとの流れをつくり、活気のあるまちづくりを目指します。

5-5 ICT・情報通信基盤

重点1

重点4



- 多様化する町民のニーズに対応した情報の提供や災害時の緊急情報の円滑な情報伝達など、町民の安全と安心の確保や暮らしやすい環境づくりにつながる情報サービスの充実を図ります。
- また新たな情報通信技術の農業や商工業などの既存産業や減災・災害対策への活用、テレワークやサテライトオフィスなど新しい働き方が実現できる環境整備による雇用の創出・関係人口の創出・拡大など、地域経済の活性化につながる取組について検討を進めていきます。

5-6 協働によるまちづくり

重点4



- 町民の意見を反映したまちづくりを推進するため、情報通信基盤などを活用した広報広聴活動や、町民との意見交換の機会の設定、町民一人ひとりの協働によるまちづくりの意識の醸成を図ります。
- また、町民やNPO、企業等が交通安全や子どもの見守り運動、防犯、防災など身近な分野や地域の課題を自ら解決しようとする取組を促進するとともに、協働を定着させる仕組みづくりを進めます。

第6次喜茂別町総合計画《概要版》

令和2年3月発行



発行 北海道喜茂別町
企画・編集 喜茂別町総務課企画室

住所：〒044-0292 北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別 123 番地

電話：0136-33-2211

F A X：0136-33-3577

E - M a i l：kikaku@town.kimobetsu.lg.jp

ホームページ：<http://www.town.kimobetsu.hokkaido.jp/index.html>

喜茂別町総合計画

検索